

「タイ王国産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則」(昭和62年2月20日付け62農蚕第842号農蚕園芸局長通達)一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号)別表1の付表第17のタイ王国産ナンカンワン種、ナンドクマイ種、ピムセンダン種及びラッド種のマンゴウの生果実に係る植物検疫の実施については、平成5年1月27日農林水産省告示第82号(以下「告示」という。)に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>	<p>植物防疫法施行規則別表1の2の項のタイ王国産ナンカンワン種、ナンドクマイ種、ピムセンダン種及びラッド種のマンゴウの生果実に係る植物検疫の実施については、平成5年1月27日農林水産省告示第82号(以下「告示」という。)に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>
<p>2 こん包及びこん包場所</p> <p>(1) こん包</p> <p><u>告示6の(1)のこん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの方法によるものとする。</u></p> <p>ア 生果実を<u>こん包</u>に収納する前に合成樹脂製の<u>包装材料(通気孔を設ける場合は、孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)</u>で包み込んでいること。</p> <p>イ 通気孔に網(孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)が張られている<u>こん包</u>を使用すること。</p> <p>ウ <u>こん包又は束ねたこん包全体が網(孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)</u>で覆われていること。</p>	<p>2 こん包及びこん包場所</p> <p>(1) こん包</p> <p><u>通気孔を設けた箱を使用してこん包する場合は、次のア又はイの条件を満たしているものとする。</u></p> <p>ア <u>箱</u>に収納する前に生果実を合成樹脂製の<u>こん包材料</u>で包み込んでいること。</p> <p>イ 通気孔に網(孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)が張られている<u>箱</u>を使用すること。</p>

改正後	現行
<p>(2) こん包場所</p> <p><u>告示6の(2)</u>のこん包場所は、次の条件を満たしているものとする。</p> <p>ア 消毒施設に接続して設置されており、窓等の開口部にはすべて網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られている等<u>ミカンコミバエ</u>種群又はウリミバエ（以下「ミバエ類」という。）の侵入を防止するための設備があること。</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ [略]</p> <p>3 保管場所及び保管期間</p> <p>(1) <u>告示7</u>の保管場所は、バンコク国際空港内の施設であって、タイ王国植物防疫機関の指定する次のいずれかの施設とする。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(2) こん包場所</p> <p><u>告示5の(2)</u>のこん包場所は、次の条件を満たしているものとする。</p> <p>ア 消毒施設に接続して設置されており、窓等の開口部にはすべて網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られている等<u>ミカンコミバエ</u>又はウリミバエ（以下「ミバエ類」という。）の侵入を防止するための設備があること。</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ [略]</p> <p>3 保管場所及び保管期間</p> <p>(1) <u>告示6</u>の保管場所は、バンコク国際空港内の施設であって、タイ王国植物防疫機関の指定する次のいずれかの施設とする。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>(2) [略]</p>

改正後	現行
<p>(3) 保管場所における生果実は、次の場合、タイ王国植物防疫機関により当該こん包に係る植物検疫証票をまっ消されるものとする。</p> <p>ア (2) の保管期間を超えた場合</p> <p>イ <u>告示6の(3)</u> の封印がない場合</p> <p>ウ <u>告示9</u> の表示がなされていない場合</p> <p>エ こん包が破損又は開ひされている場合</p>	<p>(3) 保管場所における生果実は、次の場合、タイ王国植物防疫機関により当該こん包に係る植物検疫証票をまっ消されるものとする。</p> <p>ア (2) の保管期間を超えた場合。<u> </u></p> <p>イ <u>告示5の(3)</u> の封印がない場合。<u> </u></p> <p>ウ <u>告示7</u> の表示がなされていない場合。<u> </u></p> <p>エ こん包が破損又は開ひされている場合。<u> </u></p>
<p>5 検査及び消毒の実施の確認</p> <p>(1) 消毒の実施の確認</p> <p><u>告示5の(3)</u> の消毒の実施の確認は、次により、原則として、タイ王国植物防疫機関と共同して行うものとする。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>(2) 輸出検査の確認</p> <p>ア <u>告示5</u> の検査の確認は、原則としてマンゴウ生果実のこん包数の5パーセント以上についてタイ王国植物防疫機関が行う検査に<u>立ち会い</u>、<u>検疫有害動植物</u>、特にミバエ類がないことを確認することをもって行うものとする。</p> <p>イ [略]</p>	<p>5 検査及び消毒の実施の確認</p> <p>(1) 消毒の実施の確認</p> <p><u>告示3の(3)</u> の消毒の実施の確認は、次により、原則として、タイ王国植物防疫機関と共同して行うものとする。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>(2) 輸出検査の確認</p> <p>ア <u>告示3の(3)</u> の検査の確認は、原則としてマンゴウ生果実のこん包数の5パーセント以上についてタイ王国植物防疫機関が行う検査に<u>立会い</u>、<u>有害動物又は有害植物</u>、特にミバエ類がないことを確認することをもって行うものとする。</p> <p>イ [略]</p>

改正後

ウ 植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたこと、及びアにより検疫有害動植物がないことを確認したときは、植物検疫証明書の余白に氏名を記入し、押印するものとする。

[削る]

エ ウの確認を行った生果実が航空携行手荷物として輸送される場合には、植物検疫証明書又は次の様式による植物検疫証票を各こん包の表面にちよう付させるものとする。

現 行

ウ 植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたこと、及びアにより有害動物又は有害植物がないことを確認したときは、次の様式により植物検疫証明書の裏面又は余白にそれぞれ確認したことを付記するものとする。

区 分	確認者氏名 (印)	↑ 3 センチ メートル ↓
消毒確認 月 日 時		
検査確認 月 日 時		
← 10センチメートル →		

エ ウの確認を行った生果実が航空携行手荷物として輸送される場合には、各こん包の表面に次の様式による植物検疫証票を貼付させるものとする。

改正後

Phytosanitary Certificate Label
For MANGO

Master Certificate No. _____
Package No. _____
Date of Disinfestation _____
Certified by _____
(Thai inspector)
Certified by _____
(Japanese inspector)

オ エにおいて植物検疫証票をちょう付する場合には、ウによる植物検疫証明書をあらかじめ植物防疫所に送付させるものとする。

現行

Phytosanitary Certificate Label
For MANGO

Master Certificate No. _____
Package No. _____
Date of Disinfestation _____
Certified by _____
(Thai inspector)
Certified by _____
(Japanese inspector)

7
センチ
メートル

10センチメートル

オ エの場合には、ウによる植物検疫証明書又はその写しをあらかじめ横浜植物防疫所成田支所，横浜植物防疫所成田支所羽田出張所，名古屋植物防疫所小牧出張所，神戸植物防疫所伊丹支所，門司植物防疫所福岡支所板付出張所，門司植物防疫所鹿児島支所溝辺出張所及び那覇植物防疫事務所那覇空港出張所あてに送付させるものとする。

改正後

現行

(3) [略]

(3) [略]

7 表示

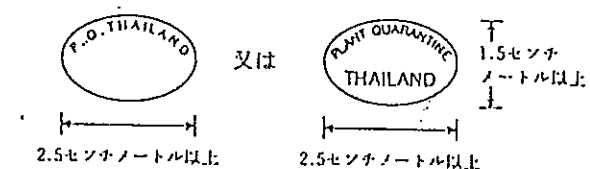
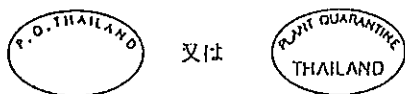
7 表示

(1) 告示9の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

(1) 告示7の生果実及びこん包の表示は、それぞれ次の様式によるものとする。

ア 輸出植物検疫終了の表示

生果実の表示



イ 仕向地の表示

FOR JAPAN

こん包の表示

FOR JAPAN

The text "FOR JAPAN" is shown. To its right is a vertical dimension line indicating a height of "3センチメートル以上". Below the text is a horizontal dimension line indicating a width of "15センチメートル以上". A horizontal line is drawn below the text.

改正後

現行

[削る]

8 輸入検査

(1) 輸入検査は、輸入港において当該生果実と添付されている植物検疫証明書又は植物検疫証票を確認して行うものとする。

ただし、植物検疫証明書の写し又は植物検疫証票を確認して行う場合は航空携行手荷物に限るものとする。

(2) 航空携行手荷物として輸入された場合において、(1)の確認を行ったときは、当該こん包の植物検疫証明書又は植物検疫証票をまっ消するものとする。

8 輸入検査の場所

輸入検査は、植物防疫法施行規則第6条第1項に掲げる港及び飛行場のうち、主として次に掲げる港又は飛行場（以下「輸入港」という。）の植物防疫官が指定する場所において行うものとする。

(1) 港：京浜港、名古屋港、大阪港、神戸港、関門港、那覇港

(2) 飛行場：新東京国際空港、東京国際空港、名古屋空港、大阪空港、福岡空港、鹿児島空港、那覇空港

9 輸入検査

(1) 輸入検査は、輸入港において当該生果実と添付されている植物検疫証明書（貨物として輸入される場合）又は植物検疫証明書及び植物検疫証票（航空携行手荷物として輸入される場合）を確認して行うものとする。

(2) 航空手荷物として輸入された場合において、(1)の確認を行ったときは、当該こん包の植物検疫証票をまっ消するものとする。

改正後	現 行
<p>(3) <u>植物検疫証明書又は植物検疫証票が添付されていない場合</u>，<u>告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合</u>，<u>告示6の(3)の封印がなされていない場合</u>，<u>告示9の表示がなされていない場合</u>又は<u>こん包が破損若しくは開ひされている</u>場合には，当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。</p> <p>(4)(1),(2)及び(3)以外の輸入検査の<u>手続</u>及び方法は，植物防疫法施行規則及び輸入植物検疫規程(昭和25年7月8日農林省告示第206号)によるものとする。</p> <p>(5) [略]</p> <p>ア [略]</p> <p>イ ミバエ類が<u>付着</u>した原因についてタイ王国植物防疫機関と共同して調査し，その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。</p>	<p>(3) <u>告示3の(3)の植物防疫官による附記がなされている植物検疫証明書若しくは植物検疫証票が添付されていない場合</u>，<u>告示5の(3)の封印のないこん包入りの場合</u>，<u>告示7の表示がなされていない場合</u>又は<u>こん包が破損若しくは開ひされている</u>場合には，当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。</p> <p>(4)(1),(2)及び(3)以外の輸入検査の<u>手続</u>き及び方法は，植物防疫法施行規則及び輸入植物検疫規程によるものとする。</p> <p>(5) [略]</p> <p>ア [略]</p> <p>イ ミバエ類が<u>附着</u>した原因についてタイ王国植物防疫機関と共同して調査し，その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。</p>